

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題、各種の商取引、紛争の処理等、企業法務に有益な情報をお届けします。

H&H 最新法令情報

No.56

2018年3月6日

本紙は、これまで「H&H中国最新法令情報」と題して、もっぱら中国の法令に関する情報を掲載してきましたが、本号から表題を「H&H最新法令情報」と改め、日本法に関する情報も掲載することとしました。まず、本号からは、渡部弁護士が執筆した「日本民法の改正」を連載します。

中国法に関する「主要法令」は「中国の最新法令」と改題しましたが、これまでどおり最新の主要法令を紹介してまいります。「中国法務基本のき」は本号ではお休みし、次号に掲載する予定です。

引き続き、ご愛読いただければと存じます。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 中国の最新法令(11~12月)	2
【法律】	2
不正競争防止法	2
【行政法規】	2
「営業税暫定条例」の廃止及び「増値税暫定条例」の改正に関する決定	2
【部門規章】	3
建設プロジェクト竣工環境保護検収暫定弁法	3
企業国外投資管理弁法	3
【司法解釈】	4
仲裁司法審査案件の審理における若干問題に関する規定	4
■ 日本民法の改正 (第1回)	5

中国の最新法令(11~12月)

【法律】

■ 反不正当竞争法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 77 号

[发布日期] 2017 年 11 月 4 日

[施行日期] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

本法は 1993 年制定の《反不正当竞争法》の修订版。主要修订内容如下：

- (1) 删除旧法第 6 条（公用企业等的限制竞争行为）、第 7 条（行政机关限制竞争行为）、第 11 条（低价倾销）、第 12 条（搭售等）及第 15 条（串通招投标等）。该类行为由《反垄断法》及《招标投标法》予以限制。
- (2) 明确商业贿赂的对象，经营者无法证明贿赂行为与其无关时，工作人员的贿赂行为认定为经营者行为（第 7 条）。
- (3) 新规定利用网络开展经营活动的不正当竞争行为（第 12 条）。
- (4) 明确规定因不正当竞争行为受到行政处罚时，由监督检查部门记入信用记录，并依法法律法规予以公示（第 26 条）。
- (5) 明确规定实施不正当竞争行为的经营者的财产不足以支付的，民事责任优先于行政责任及刑事责任（第 27 条）。
- (6) 增加罚款金额（第 17 条至第 24 条）。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031432.htm

■ 不正競争防止法

[発布部門] 全国人民代表大会常务委员会

[発布番号] 主席令第 77 号

[発布期日] 2017 年 11 月 4 日

[施行期日] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

本法は、1993 年に制定された「不正競争防止法」の改正法である。主要な改正点は以下のとおりである。

- (1) 旧法の第 6 条（公企業等による競争制限の行為）、第 7 条（行政機関による競争制限の行為）、第 11 条（不当廉売）、第 12 条（抱き合わせ販売等）及び第 15 条（通謀入札等）が削除された。これらの行為は、「独占禁止法」及び「入札法」により規制される。
- (2) 商業賄賂の対象を明確にし、事業者が賄賂行為と関係していないことを証明できない場合は、従業員の賄賂行為は事業者の行為と認定される（第 7 条）。
- (3) インターネットを利用して行う事業活動について不正競争行為の規定を新設した（第 12 条）。
- (4) 不正競争行為により行政処罰を受けた場合、監督検査部門が信用記録に記入すること、法令に従い公示することを明記した（第 26 条）。
- (5) 不正競争行為を行った事業者の財産が不足する場合は、民事責任が行政責任及び刑事責任に優先することを明記した（第 27 条）。
- (6) 罰金を増額した（第 17 条～第 24 条）。

【行政法規】

■ 关于废止《营业税暂行条例》和修改《增值税暂行条例》的决定

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国令第 691 号

[发布日期] 2017 年 11 月 19 日

■ 「營業稅暫定條例」の廃止及び「増値稅暫定條例」の改正に関する決定

[発布部門] 国务院

[発布番号] 国令第 691 号

[発布期日] 2017 年 11 月 19 日

[施行日期] 2017年11月19日

[概要]

2016年5月1日以后试行了营改增，根据本决定，《营业税暂行条例》被废止，营业税正式予以废除。

同时，根据本决定对《增值税暂行条例》予以修改，除销售货物、提供加工、修理修配劳务、进口货物外，销售服务、无形资产、不动产也需要缴纳增值税。另外，增值税税率修订为17%、11%、6%及0%。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/01/content_5243734.htm

[施行期日] 2017年11月19日

[概要]

2016年5月1日以降、營業稅の増値稅への変更が試験的に実施されてきたが、本決定により、「營業稅暫定條例」が廢止され、營業稅が正式に廢止された。

同時に、本決定により「増値稅暫定條例」が改正され、増値稅が貨物の販売、加工、修理の勞務の提供、貨物の輸入のほか、サービスの提供、無形資産の譲渡、不動産の販売にも課稅されることとなった。また、増値稅率は17%、11%、6%及び0%に改定された。

【部門規章】

■ 建设项目竣工环境保护验收暂行办法

[发布部门] 环境保护部

[发布文号] 国环规环评[2017]4号

[发布日期] 2017年11月20日

[施行日期] 2017年11月20日

[概要]

2017年8月1日《建设项目环境保护管理条例》被修改，规定环境保护设施验收由建设单位实施并公示（该条例第17条）。本暂行办法对建设单位验收的具体程序及内容作出规定。

另外，根据本暂行办法的公布公告，建设单位提交验收报告的全国建设项目竣工环境保护验收信息平台已经上线，并可以通过环境保护部门的网站查看相关技术规范。

[法令原文] http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/gfxwj/201711/t20171127_427000.htm

■ 建設プロジェクト竣工環境保護検収暫定弁法

[発布部門] 環境保護部

[発布番号] 国環規環評[2017]4号

[発布期日] 2017年11月20日

[施行期日] 2017年11月20日

[概要]

2017年8月1日、「建設プロジェクト環境保護管理条例」が改正され、環境保護施設の検収は建設単位が行い、公示することとなった（同条例第17条）。本暫定弁法は、建設単位による検収の具体的な手続及び内容を定めたものである。

なお、本暫定弁法の発布公告によると、建設単位が検収報告を提出するための全国建設プロジェクト竣工環境保護検収情報プラットフォームが構築されており、環境保護部門のサイトで関連技術規範にアクセスできる。

■ 企业境外投资管理办法

[发布部门] 国家发展和改革委员会

[发布文号] 国家发展和改革委员会令 第11号

[发布日期] 2017年12月26日

[施行日期] 2018年3月1日

[概要]

本办法是针对中国境内企业直接或通过其控制

■ 企業国外投資管理弁法

[発布部門] 国家發展改革委員会

[発布番号] 国家發展改革委員会令 第11号

[発布期日] 2017年12月26日

[施行期日] 2018年3月1日

[概要]

本弁法は、中国国内企業が直接又はその支配する国外企業を通じて行う国外投資プロジェクトを

の境外企業進行的境外投資項目作出規定。

根据本办法，境外投资项目分成“敏感类项目”和“非敏感类项目”。“敏感类项目”是指①涉及敏感国家或地区（纷争地区、根据国际条约限制投资的地区等）的项目、②涉及敏感行业（武器、新闻媒体等）的项目等，敏感行业目录由国家发展改革委发布。该类项目须由国家发展改革委核准（第13条）。其他“非敏感类项目”应向国家发展改革委或地方政府发展改革部门备案（第14条）。

本办法就上述核准条件、核准申请及备案手续、违反规定的法律责任等作出规定。

規制するものである。

本弁法によると、国外投資プロジェクトは、「敏感類プロジェクト」と「非敏感類プロジェクト」に分類される。「敏感類プロジェクト」とは、①敏感な国家・地区（紛争地域、国際条約に基づく投資制限地域等）に係わるプロジェクト、②敏感な業界（武器、新聞メディア事業等）に係わるプロジェクト等であり、国家發展改革委員会により敏感業界目録が作成される。この種のプロジェクトについては、国家發展改革委員会の認可を受けなければならない（第13条）。その他の「非敏感類プロジェクト」については、国家發展改革委員会又は地方政府的發展改革部門に届出をしなければならない（第14条）。

本弁法は、上記認可の条件、認可申請及び届出の手續、違反した場合の法的責任等について規定している。

[法令原文] http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201712/t20171226_871560.html

【司法解釈】

■ 关于审理仲裁司法审查案件若干问题的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释[2017]22号

[发布日期] 2017年12月26日

[发布日期] 2018年1月1日

[概要]

本规定针对人民法院审理确认仲裁协议的效力、境内仲裁裁决的执行、境外仲裁裁决的承认及执行等案件时的手續、审理标准等作出规定。关于涉外仲裁，包含规定如下：

- (1) 选择仲裁协议效力的准据法应作出明确意思表示。并非适用合同准据法（第13条）。
- (2) 就仲裁协议的准据法未达成协议的，根据《涉外民事关系法律适用法》第18条规定适用仲裁机构所在地或仲裁地法律予以认定。两地法律认定不同的，人民法院应适用认定仲裁协议有效的法律（第14条）。
- (3) 未约定仲裁机构或仲裁地的，可以根据仲裁规则确定仲裁机构或仲裁地（第15条）。
- (4) 人民法院适用《承认及执行外国仲裁裁决公约》（纽约条约）审查承认及执行仲裁裁决时，被申请人以仲裁协议无效为由提出抗辩的，人民法院应依照《纽约条约》第5条第1款（甲）

■ 仲裁司法审查案件的審理における若干問題に関する規定

[發布部門] 最高人民法院

[發布番号] 法释 [2017] 22 号

[發布期日] 2017 年 12 月 26 日

[施行期日] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

本規定は、仲裁合意の効力の確認、国内仲裁判断の執行、国外仲裁判断の承認及び執行等の案件を人民法院が審理する場合の手續、審理の基準等を定めたものである。涉外仲裁については、以下のような規定が含まれている。

- (1) 仲裁合意の効力を確認する準据法の選択は明確な意思表示がなければならない。契約の準据法が適用されるわけではない（第13条）。
- (2) 仲裁合意の準据法につき合意がない場合、「涉外民事関係法律適用法」第18条に基づき仲裁機構所在地法または仲裁地法により判断される。二つの法律で判断が異なる場合、人民法院は、仲裁合意を有効とする法律を適用しなければならない（第14条）。
- (3) 仲裁機構又は仲裁地を約定していない場合、仲裁規則により仲裁機構又は仲裁地を確定することができる（第15条）。

项规定，确定确认仲裁协议效力应对适用的法律。（第 16 条）

（4）「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に基づき仲裁判断の承認及び執行を審査する際、被申立人が仲裁合意の無効を理由に抗弁した場合には、人民法院は「ニューヨーク条約」第 5 条第 1 項 (a) 号に基づき仲裁合意の効力を確認する準拠法を確定しなければならない（第 16 条）。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-75872.html>

【劉楠、臧晶】

日本民法の改正（第1回）

1. 民法の改正について

昨年 5 月 26 日に「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号。以下「民法改正法」といい、民法改正法による改正後の民法を以下「改正民法」といいます）が国会で可決・成立し、6 月 2 日に公布されました。改正民法は、明治 29 年の民法制定以来、約 120 年ぶりに債権法分野を抜本的に見直したもので、改正は約 200 項目にも及びます。改正民法は、一部の規定を除き平成 32 年 4 月 1 日から施行されます。

企業取引において用いられている契約書などは、現行民法を前提に作成されていますが、改正民法には、現行民法の考え方とは異なる規定が存在します。今後は、現在使用している契約書などの各条項について、改正民法でどのように変わるのかを確認したうえで適切に見直すことが不可欠となります。

本稿では、多岐にわたる改正項目のうち、企業法務に影響を及ぼすと思われる主要

な改正項目について解説をしていきます。また、施行日前後の行為について、改正民法と現行民法のいずれが適用されるのかについても関心が高いところとされますので、この点についても適宜解説します。

2. 消滅時効に関する改正

(1) 改正内容

【改正民法第 166 条（債権等の消滅時効）】

- 1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 - 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

現行民法では、消滅時効は「権利を行使することができる時」（以下「客観的起算点」といいます）から進行すると定め、債権の消滅時効は客観的起算点から 10 年と定めています（「民法」第 166 条、第 167 条）。

改正民法では、「債権者が権利を行使することができることを知った時」（以下「主観的起算点」といいます）から 5 年が経過したときも債権は時効によって消滅することになりました。これに合わせて、商事債権の時効期間を 5 年間とする商法 522 条の規定は削除されています。

契約に基づく履行請求権（売買代金の支払請求権など）の場合、通常、債権者は期限が到来したことを認識していますから、客観的起算点と主観的起算点は一致することになります。したがって、基本的に時効期間は債務の履行期（売買代金の支払時期など）から 5 年間となります。他方、商品の売掛金債権や工事請負代金債権など、現行民法において短期消滅時効の対象となっている債権については、消滅時効期間が長期化することになりました。

現行民法と改正民法の時効期間の比較（主要なもの）をすると、以下の表のようになります。

	債権の種類	現行民法	改正民法
原則	売買代金債権など	客観的起算点から10年	主観的起算点から5年
職業別の債権 (主要なもの)	医師の診療に関する債権など	客観的起算点から3年	または 客観的起算点から10年
	住宅建築工事や設計に関する債権など	工事終了時から3年	
	生産者、卸売・小売商人の商品代金債権など	客観的起算点から2年	
	学校、塾の授業料や教材費など		
	宅配業者の運賃、飲食店の飲食料など	客観的起算点から1年	
定期的に生じる債権	定期給付債権(家賃、給料など)	客観的起算点から5年	
不法行為による損害賠償請求権	人の生命または身体を害する不法行為	被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから3年 または 不法行為時から20年(除斥期間)	被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から5年 または 不法行為時から20年(消滅時効)
	上記以外	20年(除斥期間)	被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年 または 不法行為時から20年(消滅時効)

(2) 消滅時効期間の経過措置

改正民法の施行期日や経過措置について定めた民法改正法の「附則」第10条1

項、4項によれば、時効の援用や時効期間について新旧いずれの規定を適用するかは、原則として債権発生または債権発生原因である法律行為のいずれか早いものを基準とすることとしています。たとえば、改正民法施行日前に締結した売買契約において売買代金の支払時期が施行日後と定められていた場合、当該売買契約に基づく代金支払請求権の時効期間は、当該債権発生原因である売買契約の締結が施行日前ですから、現行民法の規定が適用されることとなります。

【渡部祐大】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。